

ごみ収集カレンダー

上郡町 令和8年度 令和8年4月 ~ 令和9年3月

ごみの減量化にご協力を!!

1世帯につき、1カ月あたり1袋を目安にごみの減量をお願いします。



○ごみは、**収集日の朝8時30分まで**に出してください。
○燃えるごみ及び燃やさないごみ、埋立ごみは、必ず**上郡町の「有料指定袋」**で、粗大ごみは**「有料指定シール」**を貼って出してください。

ごみの分別方法などは「ごみと資源のわけ方・出し方」をご確認ください。

QRコード「ごみと資源のわけ方・出し方」



令和8年 4月

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
			1	2 可燃	3 不燃	4
5	6 可燃	7 缶	8	9 可燃	10 不燃	11
12	13 可燃	14 粗大(小電)	15 不燃	16 可燃	17	18
19	20 可燃	21 缶	22 新聞・雑誌(紙/紙パック)	23 可燃	24	25
26	27 可燃	28 ベット	29	30 可燃		

※紙類(紙容器・雑がみ/紙パック)は新聞・雑誌と同じ日に
出せます。(それぞれ分けて出してください。)

7月

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
			1 不燃	2 可燃	3 缶	4
5	6 可燃	7 不燃	8 粗大(小電)	9 可燃	10	11
12	13 可燃	14 粗大(小電)	15 不燃	16 可燃	17	18
19	20 可燃	21 缶	22 新聞・雑誌(紙/紙パック)	23 可燃	24	25
26	27 可燃	28 缶	29	30 可燃	31	

※紙類(紙容器・雑がみ/紙パック)は段ボール・布類と
同じ日に使えます。(それぞれ分けて出してください。)

10月

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
				1 可燃	2 缶	3
4	5 可燃	6 不燃	7	8 可燃	9 不燃	10
11	12 可燃	13 缶	14 粗大(小電)	15 可燃	16	17
18	19 可燃	20 缶	21 新聞・雑誌(紙/紙パック)	22 可燃	23	24
25	26 可燃	27 ベット	28 不燃	29 可燃	30 埋立	31

※紙類(紙容器・雑がみ/紙パック)は新聞・雑誌と同じ日に
出せます。(それぞれ分けて出してください。)

令和9年 1月

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
					1	2
3	4 可燃	5	6 不燃	7 可燃	8 缶	9
10	11 可燃	12 缶	13 不燃	14 可燃	15	16
17	18 可燃	19 粗大(小電)	20 不燃	21 可燃	22	23
24	25 可燃	26 缶	27 新聞・雑誌(紙/紙パック)	28 可燃	29	30
31						

※紙類(紙容器・雑がみ/紙パック)は段ボール・布類と
同じ日に使えます。(それぞれ分けて出してください。)

- 可燃 燃えるごみ 週2回程度
- 不燃 燃やさないごみ 月1回程度
- 缶 容器・包装プラスチック 月2回程度
- ペット ボット 月1回程度
- ビン類 月1回程度
- 缶類 月1回程度
- 紙類 (紙容器・雑がみ/紙パック) 月1回程度
- 粗大 粗大ごみ 月1回程度
- 小電 使用済み小型家電 月1回程度
- 埋立 埋立ごみ 2ヶ月1回程度
- 新聞・雑誌 新聞・雑誌 2ヶ月1回程度
- 段ボール 段ボール 2ヶ月1回程度
- 布類 布類 2ヶ月1回程度
- 特殊 特殊ごみ(電池・蛍光灯・電球、水銀使用製品、電子タバコ、充電式電池、モバイルバッテリー) 3ヶ月1回程度

5月

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
					1 埋立	2
3	4	5 可燃	6 不燃	7 可燃	8 不燃	9
10	11 可燃	12 缶	13 粗大(小電)	14 可燃	15	16
17	18 可燃	19 粗大(小電)	20 不燃	21 可燃	22	23
24	25 可燃	26 缶	27 新聞・雑誌(紙/紙パック)	28 可燃	29	30
31						

※紙類(紙容器・雑がみ/紙パック)は段ボール・布類と
同じ日に使えます。(それぞれ分けて出してください。)

8月

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
						1
2	3 可燃	4 缶	5	6 可燃	7 不燃	8
9	10 可燃	11 缶	12 新聞・雑誌(紙/紙パック)	13 可燃	14 不燃	15
16	17 可燃	18 粗大(小電)	19 不燃	20 可燃	21	22
23	24 可燃	25 ベット	26 不燃	27 可燃	28 埋立	29
30	31 可燃					

※紙類(紙容器・雑がみ/紙パック)は新聞・雑誌と同じ日に
出せます。(それぞれ分けて出してください。)

11月

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
1	2 可燃	3	4 缶	5 可燃	6 不燃	7
8	9 可燃	10 粗大(小電)	11 不燃	12 可燃	13	14
15	16 可燃	17 缶	18 新聞・雑誌(紙/紙パック)	19 可燃	20	21
22	23 可燃	24 缶	25 ベット	26 可燃	27 不燃	28
29	30 可燃					

※紙類(紙容器・雑がみ/紙パック)は段ボール・布類と
同じ日に使えます。(それぞれ分けて出してください。)

2月

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
		1 可燃	2 不燃	3 缶	4 可燃	5 不燃
7	8 可燃	9 粗大(小電)	10 可燃	11	12	13
14	15 可燃	16 缶	17 新聞・雑誌(紙/紙パック)	18 可燃	19 不燃	20
21	22 可燃	23 缶	24 ベット	25 可燃	26 埋立	27
28						

※紙類(紙容器・雑がみ/紙パック)は新聞・雑誌と同じ日に
出せます。(それぞれ分けて出してください。)

違法な不要品回収業者に注意!!

許可を持たない業者から料金を請求されてトラブルになったり、業者が回収した廃棄物を不法投棄や、不正輸出する事例が全国で発生しています。

不法投棄は犯罪です
STOP! 不法投棄
法律で罰せられます

空き缶やタバコの「ポイ捨て」も不法投棄です!

6月

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
	1 可燃	2 缶	3	4 可燃	5 不燃	6
7	8 可燃	9 粗大(小電)	10 不燃	11 可燃	12	13
14	15 可燃	16 缶	17 新聞・雑誌(紙/紙パック)	18 可燃	19	20
21	22 可燃	23 ベット	24 不燃	25 可燃	26 埋立	27
28	29 可燃	30 特殊電池・蛍光灯				

※電子タバコ、充電式電池、モバイルバッテリーは「特殊ごみ」で出してください。

9月

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
		1 缶	2	3 可燃	4 不燃	5
6	7 可燃	8 粗大(小電)	9 不燃	10 可燃	11	12
13	14 可燃	15 缶	16 新聞・雑誌(紙/紙パック)	17 可燃	18	19
20	21 可燃	22 缶	23 不燃	24 可燃	25	26
27	28 可燃	29 特殊電池・蛍光灯	30			

※電子タバコ、充電式電池、モバイルバッテリーは「特殊ごみ」で出してください。

12月

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
		1 缶	2	3 可燃	4 不燃	5
6	7 可燃	8 粗大(小電)	9 不燃	10 可燃	11	12
13	14 可燃	15 缶	16 新聞・雑誌(紙/紙パック)	17 可燃	18	19
20	21 可燃	22 ベット	23 不燃	24 可燃	25 埋立	26
27	28 可燃	29 特殊電池・蛍光灯	30	31		

※電子タバコ、充電式電池、モバイルバッテリーは「特殊ごみ」で出してください。

3月

日	月	火	水	木	金	土
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
		1 可燃	2 缶	3 可燃	4 不燃	5
7	8 可燃	9 粗大(小電)	10 不燃	11 可燃	12	13
14	15 可燃	16 缶	17 新聞・雑誌(紙/紙パック)	18 可燃	19	20
21	22 可燃	23 缶	24 不燃	25 可燃	26	27
28	29 可燃	30 特殊電池・蛍光灯	31			

※電子タバコ、充電式電池、モバイルバッテリーは「特殊ごみ」で出してください。

家庭ごみの直接持込み

にしはりまクリーンセンター
(佐用町三ツ尾)
TEL: (0790) 79-8550

燃えるごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ
資源物のうちプラスチック、ペットボトル
缶、ビン、新聞・雑誌類・紙類、段ボール
紙パック、布類・特殊ごみ

※持込み可能期間 月曜日から土曜日の8時30分~16時30分
(日曜日、年末年始 12月31日から1月3日は除く)
※直接持込みの場合は事前予約が必要です。
※町有料指定袋、シールにて搬入した場合でも料金を徴収します。

上郡町最終処分場
(栗原) TEL: 55-1551

埋立ごみ(陶器、ガラス、タイル、土砂、瓦など)
※持込み可能期間 月曜日から金曜日の9時~12時、13時~16時30分
ダンプ(3トン迄)の搬入は、水・木・金に限る。
(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日は除く)

お問い合わせは
上郡町役場 住民課
電話 52-1115